

別表第 1 (第 2 条第 1 項)

資金の種類	貸付対象 市町村等	貸付対象事業	貸付金額	
一般事業資金	市町村等	1 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条第 5 号に該当する事業であって、地域の発展又は住民福祉の向上を図るため知事が必要と認めるもの 2 知事が特に必要と認める事業	資金は、貸付対象事業に要する経費のうち、国庫支出金、県支出金及びその他当該事業の経費に充てるための特定財源を控除した額の 7 割に相当する額（以下「貸付限度額」という。）を限度として予算の範囲内で知事が定める額。ただし、知事が特に必要と認めるときは、貸付限度額を超えて資金を貸し付けることができる。	
特別事業資金	防災施設等整備促進事業資金	市町村等	地方財政法第 5 条第 5 号に該当する事業であって、災害に強いまちづくりの推進又は地域防災力の向上を図るため緊急に実施するもののうち、知事が特に必要と認めるもの	資金は、貸付対象事業に要する経費のうち、国庫支出金、県支出金及びその他当該事業の経費に充てるための特定財源を控除した額を限度として予算の範囲内で知事が定める額
	市町村合併支援事業資金	平成 22 年 4 月 1 日以後に合併を行う市町村	1 合併の円滑化のため地域活性化事業債を財源として実施する事業 2 地方財政法第 5 条各号のいずれかに該当する事業であって、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 6 条の規定により作成した合併市町村基本計画に基づいて行う合併後の市町村のまちづくりのための建設事業	資金は、貸付限度額を限度として予算の範囲内で知事が定める額。ただし、知事が特に必要と認めるときは、貸付限度額を超えて資金を貸し付けることができる。
	平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに合併した市町村	1 総務省の定める合併特例事業推進要綱の定めるところにより旧合併特例事業債を財源として実施する事業 2 地方財政法第 5 条各号のいずれかに該当する事業であって、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条の規定により作成した合併市町村基本計画に基づいて行う合併後の市町村のまちづくりのための建設事業		
	平成 17 年 3 月 31 日までに合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併した市町村	1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお効力を有することとされる同法（以下この表において「旧合併特例法」という。）第 11 条の 2 の規定により当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費の財源に充てるために起こす地方債を財源として実施する事業 2 地方財政法第 5 条各号のいずれかに該当する事業であって、旧合併特例法第 5 条の規定により作成した市町村建設計画に基づいて行う合併後の市町村のまちづくりのための建設事業		

<p>公社等保有土地の再取得等事業資金</p>	<p>土地開発公社又は市町村の依頼に基づく土地の取得及び処分を業務とする一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人に限る。）（以下「公社等」という。）の経営改善に関する方策を積極的に講じている市町村</p>	<p>1 公社等が市町村の債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得した土地（以下「債務保証等対象土地」という。）であって、5年以上保有しているもの（公共用地又は公用地として利用することが明らかであると認められる土地であって、施設整備の基本内容が定まっているものに限る。）を取得する事業  2 公社等が保有する土地のうち市町村が買い取ることなく供用を開始しているものを取得する事業  3 公社等の債務保証等対象土地に係る借入金の返済のため、市町村が無利子の貸付けを行う事業</p>	<p>資金は、貸付対象事業に要する経費のうち、国庫支出金、県支出金及びその他当該事業の経費に充てるための特定財源を控除した額を限度として予算の範囲内で知事が定める額</p>
<p>水道総合対策事業資金</p>	<p>次のいずれかに該当する事業を実施する市町村等  (1)前年度の給水原価が県営水道事業の給水原価を基礎として知事が別に定める額を超える水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業  (2)水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業</p>	<p>貸付対象市町村等の欄に規定する市町村等が行う同欄の(1)又は(2)の事業であって、その経営上資金不足を生じたもの</p>	<p>1 貸付対象市町村等の欄の(1)の水道事業で、県営水道料金との格差是正のため、資金不足が生ずるものについては、当該水道事業の経営状況及び当該市町村（一部事務組合の場合は、当該構成市町村）の財政力等を勘案の上、当該資金不足額を限度として予算の範囲内で知事が定める額  2 貸付対象市町村等の欄の(2)の水道用水供給事業で資金不足が生ずるものについては、当該水道用水供給事業の経営状況及び当該市町村（一部事務組合の場合は、当該構成市町村）の財政力等を勘案の上、当該資金不足額を限度として予算の範囲内で知事が定める額</p>

備考 資金の額は、1件につき300万円以上とし、10万円未満の端数は付さないものとする。

別表第2（第3条）

資金の種類	貸付利率	貸付期間	据置期間	償還方法	償還期日	違約金
<p>防災施設等整備促進事業資金及び市町村合併支援事業資金</p>	<p>無利子</p>	<p>12年以内（防災施設等整備促進事業資金（貸付対象事業により整備する施設の耐用年数（地方財政法第5条の2の耐用年数をいう。）が12年を超えるものに限る。）にあっては、20年以内）</p>	<p>2年以内</p>	<p>元利均等年賦償還</p>	<p>毎年3月31日</p>	<p>年10パーセント</p>

一般事業資金、公社等 保有土地の再取得等 事業資金及び水道総 合対策事業資金	地方債に係る財政融資資金の うち固定金利方式の財政融資 資金であって、貸付けを受け ようとする資金と貸付期間及 び据置期間が同一であるもの の貸付利率の2分の1の率					
---	---	--	--	--	--	--

備考

- 1 利息の計算については、資金を貸し付けた日は算入しない。
- 2 貸付期間の算定については、資金の貸付けを決定した日の属する年度から起算する。
- 3 違約金の算定に係る日割計算については、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。